

最高裁判所 (第三小法廷) 令和●●年 (〇〇) 第●●号 相続税更正処分等取消請求上告事件  
国側当事者・国

令和3年12月21日棄却・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年 (〇〇) 第●●号、令和2年6月24日判決、本資料270号-57・順号13417)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、令和元年8月27日判決、本資料269号-81・順号13304)

決 定

上告人	A
上告人	B
上告人	C
上記3名訴訟代理人弁護士	増田 英敏ほか
被上告人	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	竹内 新

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人らの負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和3年12月21日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 長嶺 安政

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

裁判官 渡邊 恵理子